

仕様書（案）

1 件名

文京区障害者緊急時受入れ事業運営委託

2 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 履行場所

公益財団法人東京都助産師会館 1階 文京区音羽一丁目19番18号

4 委託内容

文京区障害者緊急時受入れ事業実施要綱（策定予定）に基づき、利用者について次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 緊急一時的な生活場所の提供
- (2) 食事の提供
- (3) 健康管理及び衛生管理
- (4) 利用者の支援に関する関係機関等との連絡、相談及び調整
- (5) 利用者が通所施設等への通所する場合に必要な援護
- (6) 事業で使用する施設内の日常清掃、整頓その他環境整備
- (7) 利用者の事故の防止
- (8) 利用者からの保護に要する費用の徴収
- (9) その他、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に定める施設の管理運営に関する事項。
なお、衛生管理等は必要に応じ、利用者に対して同性による介護を考慮すること。

5 委託料の経理・清算

- (1) 委託料は、別紙「委託料支払計画書」のとおり、年4回の概算払いとする。
- (2) 事業執行担当者が指定する手続により請求することとし、事業執行担当者が請求書を審査し、適正であると認めたときは、速やかに委託料を支払うものとする。
- (3) 受託者は、委託期間満了後、直ちに支払いを受けた委託料について清算し、速やかに清算書を事業執行担当者に提出する。
- (4) 前項の規定による清算の結果、残金を生じたときは、事業執行担当者が指定する手続により速やかに返納する。

6 物品の管理

- (1) 施設内の物品については、破損・紛失のないよう注意して管理すること。
- (2) 受託者所有の備品がある場合は、シール等を貼るなどして事業執行担当者の備品と混同しないように管理すること。

7 例月報告業務

- (1) 受託者は、当月分の実績報告書を、翌月の15日までに事業執行担当者に報告しなければならない。
- (2) 事業執行担当者は、受託者に対し、事業の処理について随時必要な報告を求めることができる。

8 随時報告業務

次に掲げる事由が生じたときは、速やかに報告すること。事業執行担当者が求めた場合は、詳細を文書により報告すること。

- (1) 利用者又は職員が事故にあった場合
- (2) 近隣等から苦情があった場合
- (3) 利用者又は職員に伝染病のり患又はり患の疑いがあった場合
- (4) その他報告の必要があると受託者が判断した場合

9 関係書類の整備・保存

受託者は事業に係る収入及び支出に関する書類、その他関係書類を適正に管理し、委託期間満了後5年間保存しなければならない。ただし、利用者台帳等の個人情報に関わる文書については委託期間満了後、速やかに事業執行担当者に返却すること。

10 賠償責任

受託者は、その責に帰すべき事由により事業執行担当者に対して損害を与えたときは、その損害について賠償する責任を負うものとする。

11 第三者の代行及び権利譲渡の禁止

- (1) 受託者は、委託業務について、次に掲げる業務を除きその全部又は一部を第三者に代行させてはならない。
 - ① 警備に関する業務
 - ② 調理に関する業務
 - ③ その他事業執行担当者及び受託者双方の協議により必要と認めた業務
- (2) 受託者は、この事業に基づいて取得した権利を第三者に譲渡し、担保に供し、又は転貸してはならない。

12 消防・防災

受託者は、防災訓練への参加等、法令に基づいた防災対策を行うこと。

13 その他

- (1) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、区契約事務担当と協議の上決定する。
- (2) (1)に関するものを除く、契約履行上の打合せ事項に関しては、事業執行担当者を行うこと。
- (3) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の外、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (4) 本契約の履行に当たってハイブリッド車等の自動車を使用し、又は使用させる場合は、車両接近通報装置を備えた自動車を使用するよう努めること。
- (5) 本契約の履行に当たり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。
- (6) 本契約の履行に当たり、文京区情報セキュリティに関する規則（平成15年6月文京区規

則第 50 号) を遵守すること。

- (7) 本契約の履行に当たり、文京区公共の場所における喫煙等の禁止に関する条例(平成 20 年 9 月文京区条例第 45 号)を遵守すること。
- (8) 本契約の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)を遵守し、また、文京区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領(平成 28 年 3 月文京区訓令第 13 号)の目的等を顧慮し、障害者に対し、障害を理由とした不当な差別的取扱をしないこと。また、障害者から社会的障壁の除去を求められた際に、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮をすること。
- (9) 本契約の履行に当たっては、文京区男女平等参画推進条例(平成 25 年 9 月文京区条例第 39 号) 第 7 条及び「性自認及び性的指向に関する対応指針(令和 3 年 3 月 31 日付 2020 文総総第 1777 号)」を踏まえ、性別(性自認及び性的指向を含む。)に起因する差別的な取扱いを行わないこと。

14 連絡先

契約事務担当	総務部契約管財課契約係
	電話 03-5803-1150 (ダイヤルイン)
事業執行担当者	福祉部障害福祉課障害福祉係
	電話 03-5803-1211 (ダイヤルイン)

年度委託料支払計画書

【緊急時受入事業】

執行時期	金額
第1四半期 年4月	
第2四半期 年7月	
第3四半期 年10月	
第4四半期 年1月	
合計	